

中央公園官民連携魅力創出事業における質問回答

No	質問対象	質問	回答
1	公募対象区域 公募設置等指針 P7	対象面積9,000㎡全ての区域を整備及び管理するのでしょうか？現況を残しながら計画をしてもいいのでしょうか？	公募対象区域の全てを整備するのではなく、公募対象区域の中から必要な区域を選んでいただき、整備計画を提案してください。現況を残しながら計画をしていただいてもよいです。また、管理については、提案していただいた公募対象公園施設及び特定公園施設の管理を提案者の方で行っていただきます。その他の樹木等の既存施設の管理は、原則、市の方で行います。
2	整備に関する条件 公募設置等指針 P11	駐車場台数は、最低30台以上となっていますが、説明会では50台～80台になるのではという話が出ていましたが、台数も審査の対象になるのでしょうか？	駐車場台数は、公募対象公園施設の規模や施設内容等によって必要台数は変わると考えております。そのため、提案していただく公募対象公園施設等の運営に必要な駐車場の台数を提案してください。なお、公募対象公園施設等の規模や施設内容等に対して提案する駐車場の台数が適正であるのかは審査の対象とさせていただきます。
3	応募者の資格 公募設置等指針 P17	公募対象公園施設における同種又は類似する管理運営実績とは公園以外（例えば展示場等の管理運営実績）でもいいのでしょうか？また公園以外のどのようなものであればいいのでしょうか。	同種又は類似する管理運営実績は、公園以外での管理運営の実績でよいです。ただし、公募対象公園施設として提案できるものは、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている便益施設、運動施設、遊戯施設、教養施設となります。
4	整備に関する条件 公募設置等指針 P12	駐車場の管理業務については、認定計画者以外の協力業者でも可能でしょうか。	特定公園施設として整備していただく駐車場は、整備後に市に譲渡していただいた後に、認定計画者提出者に管理許可を行い管理をしていただきます。管理許可は、認定計画提出者に対して行いますが、認定計画提出者と協力企業との間で管理協定等を行ってもらえれば、協力業者でも管理していただくことは可能です。
5	全体	今回、PPFIの範囲としては中央公園の芝生広場の一部であると認識しておりますが、提案を行う際に中央公園全体を対象とすることが可能なのでしょうか。	公募対象公園施設の整備、管理運営及び特定公園施設の整備、管理運営は、公募対象区域内で行ってください。魅力向上に関する事業は、公募対象公園施設及びその周辺の広場等を活用した提案を行ってください。ただし、花木による公園の緑の質の向上に寄与する事業は、公園全体の中での提案を可能としております。

No	質問対象	質問	回答
6	全体	今回は芝生広場が対象であるが今後中央公園全体で整備を考えていく、といったご計画はあるのでしょうか。	中央公園では、久留米アリーナの整備等も行ってきた中で、当面は、新たな施設整備の計画等はありません。しかし、今後は、既存施設と連携し、公園全体が一体となった取組みを実施することが効果的と考えており、既存公園施設の管理者、認定計画提出者、市等が連携して活動できる仕組みとして公園協議会の設置等を行い、中央公園の各施設の連携を強化した公園運営、改修等を計画、実施していきたいと考えております。認定計画提出者には、本公園全体におけるサービスの向上等を図るために必要な協議を行うための協議会の代表等、エリアをコーディネートする役割を担っていただくことを期待しております。 なお、コーディネータ役として、公園全体が一体となり継続した賑わい創出を可能とする提案（横断的なイベント開催等）については、「様式15②施設連携について」の項目で提案することができます。
7	図面提供 公募設置等指針 P7	敷地のCAD図面をもらうことはできますか？または寸法の入った敷地の図面をいただけますでしょうか。	応募登録後に申込者へ敷地のCAD図面を配布します。
8	管理運営に関する 条件 公募設置等指針 P10	道路沿いの入口付近に認知を図るための看板などの告知物を設置することは可能でしょうか？その場合の設置面積や場所等の制限があれば教えてください。	公園区域内であれば、道路沿いの入口付近に認知を図るための看板などの告知物を設置することは可能です。また、公園区域内で、既存の施設や案内看板等に影響がなければ、設置面積や場所等の制限はありません。なお、既存看板等の撤去等が必要な場合は、移設や代替えなどをご検討ください。
9	管理運営に関する 条件 公募設置等指針 P10	競技場から鳥類センター、市民プール沿いのスペースに誘導看板などの告知物を設置することは可能でしょうか？その場合の設置面積や場所等の制限があれば教えてください。	公園区域内であれば、誘導看板などの告知物を設置することは可能です。また、公園区域内で、既存の施設や案内看板等に影響がなければ、設置面積や場所等の制限はありません。なお、既存看板等の撤去等が必要な場合は、移設や代替えなどをご検討ください。
10	管理運営に関する 条件 公募設置等指針 P10	受託にあたり、市としてベンチマークされる指標やKPIはありますか？（議会などに報告される際に重視される指標）あれば、具体的に教えてください。（例えば、利用者数など）	現在、具体の指標やKPIはありませんが、本公園における民間活力導入では、公園の魅力強化や市民サービスの向上、まちづくりへの波及効果などを事業方針として定めており、公園利用者数だけでなく、公園利用者の満足度向上などの指標を重視していきたいと考えております。

No	質問対象	質問	回答
11	魅力向上に関する事業 公募設置等指針 P15	本プロジェクトを継続的でより良い「市民価値」を向上させるには隣接する科学館との送客はもちろん、イベントなどで連携を密に行うことが重要であると考えています。現状の課題の把握や連携の可能性を含めて、本企画提案の前に県のご担当者様をご紹介頂くことは可能でしょうか？	本企画提案前には、公平性の観点から既存施設管理者のご紹介はできません。しかし、事業者決定後に公募施設の具体的な運営計画等の作成を行っていただく際には、科学館や鳥類センター等の既存施設の管理者をご紹介させていただきたいと考えております。 なお、公募前に科学館の指定管理者へ課題等のヒアリングを行った結果の概要は以下のとおりです。 ・幅広い利用客層が来場している。子供は幼児～中学生・高校生の利用がある。 ・家族連れや教育施設等団体の利用が多い。 ・久留米市周辺の筑後地方の利用者が多いが、県外からの利用者もいる。海外の方は、中国、韓国の方の利用がある。 ・混雑時期は、長期休暇（夏休み等）であり、平日や冬場は来場が少ない。雨の日は利用が多い。 ・集客の増加に向けてイベントは重要と考えている。 ・飲食施設は館内にあるものの狭い。再入場可能なため、外にも飲食施設があるとよい。 ・子供の遊び場も需要がある。科学館と利用客層が近いため、相乗効果が期待できる。
12	魅力向上に関する事業 公募設置等指針 P15	週末のにぎわい創出のためフードトラックも配置できるスペースを検討していきたいが、公園としての利用料や利用方針、その他審査・手続きなどを協議できる形になっていますでしょうか？または受託先に一任いただける形になっているのでしょうか。	公募対象区域内であれば、公園利用者の利便性向上を目的としたフードトラックの配置は行っていただいてもよいです。また、公園利用者の利便性向上に寄与するものであれば、原則として使用料、占用料は、減免とします。また、公募対象区域内で、公募の提案内容に即して認定計画提出者が実施するものは、認定計画提出者に一任できるものと考えております。
13	日常的な清掃等の管理 公募設置等指針 P16	天然芝の養生などのメンテナンス時期と期間はいつでしょうか？	芝生の管理は、年に6回、4月、6月、7月、8月、9月、11月に芝刈りや除草等の管理を行っています。芝生養生は、原則として行っていません。

No	質問対象	質問	回答
14	日常的な清掃等の管理 公募設置等指針 P16	本公募対象範囲外の芝生広場の管理においては、既存の業者で行われると思いますが、その際の管理の棲み分けはどのように行われますでしょうか？	芝生広場の芝生の管理は、原則として既存の指定管理者で行います。ただし、認定計画提出者が芝生広場をイベント等で使用した場合において芝生の損傷が大きい箇所については、認定計画提出者にて目土などの簡易な補修を行っていただきます。
15	応募者の資格 公募設置等指針 P17	連携先の参加企業数に制限はありますか？	連携先の参加企業数には制限はありません。
16	特定公園施設の譲渡及び管理許可 公募設置等指針 P32	公募対象公園施設内に特定公園施設となるトイレを設置した場合、久留米市へのトイレ施設の財産譲渡を行う必要がありますか？ある場合、事業期間終了後にトイレ部分は撤去することになりますか？	公募対象公園施設内に特定公園施設となるトイレを設置した場合は、久留米市への財産譲渡を行う必要はありません。認定計画提出者の財産として管理していただくこととなります。